

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ
傘下の事業主が雇用する労働者に訓練を実施する事業主団体の皆さまへ

人材開発支援助成金の ご案内

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

企業の人材育成と労働者の職業能力開発のために、ぜひ、ご活用ください。

本パンフレットと併せてホームページをご覧ください。お近くの都道府県労働局へ（一部ハローワークでも対応）お問い合わせください。

◆インターネットでの検索

◆ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

◆都道府県労働局

「都道府県労働局一覧」（裏表紙）をご覧ください。

注意事項

- ・この助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で行われています。支給対象事業主及び事業主団体等は雇用保険適用事業所であることが必要です。
- ・この助成金の活用後、実施した職業訓練の効果や導入した人材育成制度の定着状況を確認する場合があります。



人材開発支援助成金

(厚生労働省・都道府県労働局が助成する制度)

○該当する助成メニュー

「特定訓練コース」

採用 5 年以内で、35 歳未満の若年労働者への訓練が対象となる

○受給条件、手続きの流れ

業務に直接関連し、業務の向上を目的とすること

・ 1 コース 10 時間以上

・ Off-JT であること

* 「ゴルフ用品販売技術者講習会」はこの制度の受給条件を満たしています

<手続きの流れ>

- ① 実施 1 ヶ月前までに「職業能力開発推進者」を選任し、各都道府県の職業能力開発協会に提出する。
- ② 実施 1 ヶ月前までに、必要書類と一緒に①のコピーを添付し、各都道府県労働局へ提出する。
- ③ 訓練終了後、2 ヶ月以内に支給申請書と必要書類を労働局に提出する。

○助成額、助成率

・ 経費助成 45% (中小企業)、30% (中小企業以外)

(生産性要件を満たす場合は、60% (中小企業以外は 45%) に引き上げられる)

・ 賃金助成 1 時間当たり 760 円 (中小企業)、380 円 (中小企業以外)

(生産性要件を満たす場合は 960 円 (中小企業以外は 480 円) に引き上げられる)

※「生産性要件を満たす」とは若年雇用促進法に基づく認定事業主、セルフ・キャリアドック制度導入企業であること

併給可能

※計画作成、必要書類を揃える、受給まで時間がかかる、など、初年度は手間がかかりますが、次年度からは、比較的、スムーズに手続きできると思われれます。

『人材開発支援助成金』の URL

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

※『人材開発支援助成金』で検索すると厚生労働省の HP がみつかります。

※同 HP から、申請書をダウンロードできます。